

別表第3（第9条関係）

工事の種類	①	②	③	④	⑤
土木工事積算基準に基づき積算する工事	直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額	
公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事	直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の額の合計額に10分の8を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額	
機械設備工事、電気通信工事、下水道用機械・電気設備工事の積算基準に基づき積算する工事	機器単体費の額に10分の8.1を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額